表十六横浜の項を削る。
表十八大川の項の次に次のように加える。

高知中央	高知県高知市、南国市、土佐市、香南市及び香美市

表十八朝倉甘木の項の次に次のように加える。

唐津	佐賀県唐津市

表二十南国の項を次のように改める。

高知中央	高知県高知市、南国市、土佐市、香南市及び香美市

表二十朝倉甘木の項の次に次のように加える。

唐津	佐賀県唐津市

表二十三稲敷の項を削る。
表二十五花巻の項の次に次のように加える。

いわい	岩手県一関市

表二十五野津の項を次のように改める。

おおいた	大分県大分市、中津市、臼杵市、竹田市、豊後大野市及び玖珠郡

表二十五久住高原の項及びぶんご大野の項を削る。
表二十八西知多の項及び伊予の項を削る。

○農林水産省告示第三百十三号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。

平成二十四年二月八日

農林水産大臣　鹿野　道彦

一　保安林の所在場所　福岡県北九州市小倉南区大字母原字堀田一四一七の一、一四一九、字奥畑一四二六の五から一四二六の八まで、一四二六の一〇から一四二六の一二まで、一四二六の一六、一四二六の一七、一四二六の三三、一四二六の三九、一四二六の四一、一四二六の四三、一四二六の四六から一四二六の四九まで、一四二六の五九、一四二六の六四、一四二六の六九

二　指定の目的　土砂の流出の防備

三　指定施業要件

(一)　立木の伐採の方法

1　主伐に係る伐採種は、定めない。

2　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

3　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(二)　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を福岡県庁及び北九州市役所に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第三百十四号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。

平成二十四年二月八日

農林水産大臣　鹿野　道彦

一　保安林の所在場所　福岡県嘉麻市桑野字クスノキ一九六の四、字上石坂二一六の一、二一九の一、二二〇の一、二二二の一、二二二の二、二二三、二二四

二　指定の目的　水源のかん養

三　指定施業要件

(一)　立木の伐採の方法

1　主伐に係る伐採種は、定めない。

2　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

3　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(二)　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を福岡県庁及び嘉麻市役所に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第三百十五号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。

平成二十四年二月八日

農林水産大臣　鹿野　道彦

一　保安林の所在場所　福岡県八女市黒木町大淵字馬場木屋六四一八の一、六四一八の四、六四一八の九

二　指定の目的　水源のかん養

三　指定施業要件

(一)　立木の伐採の方法

1　主伐に係る伐採種は、定めない。

2　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

3　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(二)　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を福岡県庁及び八女市役所に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第三百十六号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。

平成二十四年二月八日

農林水産大臣　鹿野　道彦

一　保安林の所在場所　福岡県八女市黒木町大淵字通り山一八〇の一、字ミノヲ二二六の一、字惣見二七五の一から二七五の三まで、字牛ヶ迫三五八、三八九の二、三九三の一から三九三の三まで、三九四の二、四二四の一から四二四の三まで、四三一の一、四三二の一、四三八の三、四四一、四四三、四四五の一、四五六の二、四五九の一、四六〇の一、字数取石四六五、四七〇、四八一、字材木八一九、字古寺八九一の二、八九一の三、八九六の二、字竹原九七八の一

二　指定の目的　水源のかん養

三　指定施業要件

(一)　立木の伐採の方法

1　主伐に係る伐採種は、定めない。

2　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

3　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(二)　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を福岡県庁及び嘉麻市役所に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第三百十七号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。

平成二十四年二月八日

農林水産大臣　鹿野　道彦

一　保安林の所在場所　福岡県嘉麻市嘉穂才田字ハセ二〇〇六、二〇三四、字桑原二〇九五の一、九郎原字八方二一八六

二　指定の目的　水源のかん養

三　指定施業要件

(一)　立木の伐採の方法

1　主伐に係る伐採種は、定めない。

2　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

3　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(二)　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を福岡県庁及び嘉麻市役所に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第三百十八号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。

平成二十四年二月八日

農林水産大臣　鹿野　道彦